

# 経済産業省

20200306 貿局第1号  
輸出注意事項2020第7号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月16日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

## 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別紙2の改正規程（Ⅲの2（3）④の改正規定に限る。）及び別紙3の改正規程（別表1から別表4までの改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規程（別紙1及び別紙3から別紙8までの改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が受理した申請等及び同課が行った許可、承認又は確認等に係る報告等の受理は、なお従前の例による。
- 3 この規程（別紙1及び別紙6の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が輸出の許可又は承認を行った輸出許可証又は輸出承認証に係る事務（内容訂正・変更、分割、再交付等）及び輸出許可証等の再発行は、東京通商事務所又は横浜通商事務所が行う。
- 4 この規程（別紙7の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が委託加工貿易契約包括輸出承認を行った委託加工貿易契約包括輸出承認証に係る事務（分割、変更、更新及び取消等）は、東京通商事務所又は横浜通商事務所が行う。
- 5 この規程（別紙8の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が役務取引の許可を行った許可の有効期限の延長又は許可証の内容変更は東京通商事務所又は横浜通商事務所が行う。
- 6 この規程（別紙9の改正規程）の施行前に関東経済産業局産業部国際課が受理した申請等並びに同課がI Cの発給を行った輸入証明証に係る発給件数の報告及びI C発給後に輸入契約が取り消された場合の手続は、なお従前の例による。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）

改正後	現行
<p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) 輸出許可事務の取扱い</p> <p>外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）<u>第10条</u>でいう経済産業局（<u>関東経済産業局</u>にあつては、<u>東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局</u>にあつては、<u>神戸通商事務所</u>を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 輸出の事後審査</p> <p>(1) 輸出の事後審査事務の取扱区分</p> <p>輸出令第7条の規定による輸出の事後審査は、別表第1及び別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）、<u>本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課</u>安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）<u>又は経済産業局</u>若しくは<u>沖縄総合事務局</u>の商品輸出担当課が行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。</p>	<p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) 輸出許可事務の取扱い</p> <p>外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）<u>第12条</u>でいう経済産業局（<u>通商事務所</u>を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 輸出の事後審査</p> <p>(1) 輸出の事後審査事務の取扱区分</p> <p>輸出令第7条の規定による輸出の事後審査は、別表第1及び別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課（以下「貿易管理課」という。）、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課</u>安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）、<u>経済産業局</u>若しくは<u>沖縄総合事務局</u>の商品輸出担当課が行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8～13 (略)</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。</p>

1・2 (略)

3 輸出の許可の事後審査

輸出の許可の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙の1に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）について事後審査を行う。

3-2 (略)

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

- (1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所  
中部経済産業局  
近畿経済産業局及び神戸通商事務所 } 全国

(2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域（削る）

(3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

別紙 (略)

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認 (略)

1-1 (略)

1-2 輸出承認事務の取扱区分 (略)

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) (略)

(2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出並びに輸出令別表第二に掲げられている貨物で別紙第一において野生動植物貿易審査室が輸出の承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

1-2-2 (略)

1・2 (略)

3 輸出の許可の事後審査

輸出の許可の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙の1に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）について事後審査を行う。

3-2 (略)

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

- (1) 関東経済産業局  
近畿経済産業局  
中部経済産業局 } 全国

(2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域  
通商事務所 当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域

(3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

別紙 (略)

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認 (略)

1-1 (略)

1-2 輸出承認事務の取扱区分 (略)

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) (略)

(2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出を除く。）

1-2-2 (略)

2 (略)

3 輸出の承認の事後審査

輸出の承認の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙第1の1に掲げる貨物の輸出について事後審査を行う。

3-2 貿易管理課の行う事後審査

貿易管理課は、別紙第1の2から4までに掲げる貨物の輸出及び異例の輸出について事後審査を行うとともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

- (1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所  
中部経済産業局  
近畿経済産業局及び神戸通商事務所 } 全国
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域  
(削る)
- (3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

(以下、略)

2 (略)

3 輸出の承認の事後審査

輸出の承認の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙第1の1に掲げる貨物の輸出について事後審査を行う。

3-2 貿易管理課の行う事後審査

貿易管理課は、別紙1の2に掲げる貨物の輸出及び異例の輸出について事後審査を行うとともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

- (1) 関東経済産業局  
近畿経済産業局  
中部経済産業局 } 全国
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域  
通商事務所 当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域
- (3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

(以下、略)

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成24・03・23貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1 提出書類</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合</p> <p>同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合であって、以下の①又は②の場合については、安全保障貿易審査課へ輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請書を一括して申請することができます。ただし、商品輸出担当課において、輸出令第2条第1項の承認が必要な事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。</p> <p>① 当該申請が、<u>経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所）に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。）</u>又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び安全保障貿易審査課が役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合</p> <p>② 当該申請が、安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1 提出書類</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合</p> <p>同一契約において輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請が必要となる場合であって、以下の①又は②の場合については、安全保障貿易審査課へ輸出許可及び役務取引許可又は特定記録媒体等輸出等許可の申請書を一括して申請することができます。ただし、商品輸出担当課において、輸出令第2条第1項の承認が必要な事務を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出の許可の申請がある場合には、この限りではありません。</p> <p>① 当該申請が、<u>経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）</u>又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び安全保障貿易審査課が役務取引又は特定記録媒体等輸出等の許可を行うこととされている取引又は行為に係る申請の場合</p> <p>② 当該申請が、安全保障貿易審査課が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出に係る申請及び経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が役務取引の許可を行うこととされている取引に係る申請の場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 (略)</p>

2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1)・(2) (略)

(3) 注意事項

①～③ (略)

④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」若しくは「り地域」を仕向地として輸出される場合、「り地域」を仕向地とする場合にあっては、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物、5の項(17)に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物及び7の項(19)に掲げる貨物であつて貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物が輸出される場合を除く。には、経済産業省から特に指示のあるものを除き、不要とします。

⑤・⑥ (略)

IV・V (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

(注1) 表中、「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局(関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。以下同じ。)又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。別表2において同じ。

(注2)～(注4) (略)

別表2～5 (略)

別表6 申請書及び提出書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
本省	(略)	(略)	(略)
北海道経済産業局	(略)	(略)	北海道経済産業局 総務企画部国際課
東北経済産業局	(略)	(略)	東北経済産業局 総務企画部国際課

2 大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う事前同意手続き

(1)・(2) (略)

(3) 注意事項

①～③ (略)

④ 役務取引の許可を受けて提供した設計又は製造に係る技術を利用する者が製造した製品の輸出先又は販売先の確定に伴い、提供の相手方から事前同意を求められた場合の経済産業省の事前同意についても、我が国又は「い地域①」を仕向地として輸出される場合には不要とします。

⑤・⑥ (略)

IV・V (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (略)

(注1) 表中、「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局(通商事務所を含む。以下同じ。)又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。別表2において同じ。

(注2)～(注4) (略)

別表2～5 (略)

別表6 申請書及び提出書類の郵送による提出先

名称	郵便番号	住所	担当課
本省	(略)	(略)	(略)
北海道経済産業局	(略)	(略)	北海道経済産業局 産業部国際課
東北経済産業局	(略)	(略)	東北経済産業局 産業部国際課

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
中経済産業局	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記1～5 (略)  
 様式1～22 (略)

<u>関東経済産業局</u>	<u>〒</u> <u>330-9715</u>	<u>さいたま市中央区新都</u> <u>心1-1</u> <u>さいたま新都心</u> <u>合同庁舎1号館</u>	<u>関東経済産業局</u> <u>産業部国際課</u>
中経済産業局	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別記1～5 (略)  
 様式1～22 (略)

「包括許可取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17号7号）

改正後	現行
<p>I 一般包括許可 1～7 (略) 8 一般包括許可の申請窓口 一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>東京通商事務所（文京区）及び横浜通商事務所（横浜市）</u> ……全国</li> <li>・ 中部経済産業局（<u>名古屋市</u>） ……全国</li> <li>・ <u>近畿経済産業局（大阪市）及び神戸通商事務所（神戸市）</u> ……全国</li> <li>・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））……経済産業省令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 (削る)</li> <li>・ 沖縄総合事務局……内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域 (注) 上記（ ）内は、所在地を示す。</li> </ul> <p>9～11 (略)</p> <p>II 特別一般包括許可 1～7 (略) 8 特別一般包括許可の申請窓口 特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>東京通商事務所（文京区）及び横浜通商事務所（横浜市）</u> ……全国</li> <li>・ 中部経済産業局（<u>名古屋市</u>） ……全国</li> </ul>	<p>I 一般包括許可 1～7 (略) 8 一般包括許可の申請窓口 一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関東経済産業局（埼玉県さいたま市）</u> ……全国</li> <li>・ 中部経済産業局（<u>愛知県名古屋市</u>） ……全国</li> <li>・ <u>近畿経済産業局（大阪府大阪市）</u> ……全国</li> <li>・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））……経済産業省令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域 <u>・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）……通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域</u></li> <li>・ 沖縄総合事務局……内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域 (注) 上記（ ）内は、所在地を示す。</li> </ul> <p>9～11 (略)</p> <p>II 特別一般包括許可 1～7 (略) 8 特別一般包括許可の申請窓口 特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関東経済産業局（埼玉県さいたま市）</u> ……全国</li> <li>・ 中部経済産業局（<u>愛知県名古屋市</u>） ……全国</li> </ul>



- ・近畿経済産業局（大阪市）及び神戸通商事務所（神戸市）・・・全国
- ・上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域  
(削る)

- ・沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域  
(注) 上記（ ）内は、所在地を示す。

#### 9 特別一般包括許可の有効期限

特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

#### 10・11 (略)

### III 特定包括許可

#### 1～4 (略)

#### 5 特定包括許可の申請手続

##### (1)～(3) (略)

##### (4) 申請に必要な書類 (略)

##### (イ) (略)

(ロ) 特定輸出者承認書の写し（2の(3)の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。）・・・1通

##### (ハ)～(ホ) (略)

##### (5) (略)

#### 6・7 (略)

#### 8 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

- ・近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国
- ・上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域
- ・通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域

- ・沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域  
(注) 上記（ ）内は、所在地を示す。

#### 9 特別一般包括許可の有効期限

特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

#### 10・11 (略)

### III 特定包括許可

#### 1～4 (略)

#### 5 特定包括許可の申請手続

##### (1)～(3) (略)

##### (4) 申請に必要な書類 (略)

##### (イ) (略)

(ロ) 特定輸出者承認書の写し（2の(2)の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。）・・・1通

##### (ハ)～(ホ) (略)

##### (5) (略)

#### 6・7 (略)

#### 8 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

9・10 (略)

IV～VIII (略)

別表1

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>(略)</p> <p>需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（<u>ストック販売</u>）を行う場合にあつては、<u>次のいずれれかに該当する貨物及び技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの使用（<u>プログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。）</u>）に係るもの <u>(削る)</u></p>

9・10 (略)

IV～VIII (略)

別表1

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>(略)</p> <p>需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（<u>以下「ストック販売」という。</u>）を行う場合にあつては、<u>需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも「い地域①」及び「り地域」（次のいずれれかに該当する貨物及び技術の「り地域」を仕向地及び提供地とする場合を除く。）以外の地域についての確認を行えば足りる。）。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項(1)の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの</p> <p>⑤ <u>外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの（輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第4条第十四号</u></p>

(3) ~ (10) (略)	(削る)  (略)
----------------	-----------------

(3) ~ (10) (略)	<u>ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u> ⑥ <u>外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもの(輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。)</u> (略)
----------------	--

別表2

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	利用する者が確定していない技術の提供( <u>ストック販売</u> )を行う場合にあつては、 <u>次のいずれかに該当する技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。</u>  ①~③ (略)
(3) ~ (10) (略)	(略)

別表2

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該技術の提供が一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	利用する者が確定していない技術の提供( <u>以下「ストック販売」という。</u> )を行う場合にあつては、 <u>利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ一般包括役務取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること(いずれも「り地域①」及び「り地域」(次のいずれかに該当する技術の「り地域」を提供地とする場合を除く。))以外の地域についての確認を行えば足りる。)</u> ①~③ (略)
(3) ~ (10) (略)	(略)

別表3

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出	1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供(以

別表3

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可に基づき輸出	1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供(以

又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。

下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域においてストック販売を行う場合にあつても、次のいずれかに該当する貨物及び技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。）。

①～③（略）

④ 外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項（1）の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの使用（プログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。）。）に係るもの

（削る）

（削る）

又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。

下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、需要者又は利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも「り地域①」及び「り地域」（次のいずれかに該当する貨物及び技術の「り地域」を仕向地及び提供地とする場合を除く。）以外の地域についての確認を行えば足りる。）。

①～③（略）

④ 外為令別表の3の項（1）に掲げる技術であつて、輸出令別表第1の3の項（1）の貨物のうち、貨物等省令第2条第1項一号へに該当するものの設計、製造又は使用に係るもの

⑤ 外為令別表の5の項（1）に掲げる技術であつて、貨物等省令第17条第1項第三号に該当するもの（輸出令別表第1の5の項（17）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第4条第十四号ロに該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。）

⑥ 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第

(3) ~ (12) (略)	2) (略) (略)
----------------	---------------

別表4

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	(略) 1) 利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国に転売される予定がないことを確認すること（ <u>いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域においてストック販売を行う場合のみ確認を行えば足りる。ただし、輸出令別表第3に掲げる地域においてストック販売を行う場合にあつても、次のいずれかに該当する技術が「り地域」に転売される予定がないことを確認すること。</u> ①～③ (略) 2) (略)
(3) ~ (13) (略)	(略)

別表5～8、別表A・B (略)  
様式1～20 (略)

(3) ~ (12) (略)	1項第二号に該当するもの（輸出令別表第1の7の項（19）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第十九号に該当するものの設計又は製造に必要なものに限る。） 2) (略) (略)
----------------	---

別表4

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	(略) 1) 利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、利用する者として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括役務取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（ <u>いずれも「り地域①」及び「り地域」（次のいずれかに該当する技術の「り地域」を提供地とする場合を除く。）以外の地域についての確認を行えば足りる。</u> ）  ①～③ (略) 2) (略)
(3) ~ (13) (略)	(略)

別表5～8、別表A・B (略)  
様式1～20 (略)

「廃棄物の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
○「廃棄物の輸出承認について」（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第42号）  
（略）

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）  
（略）

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)  
(略)



「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

- 「委託加工貿易契約包括承認取扱要領」（平成26年4月24日付け輸出注意事項26第17号）  
（略）

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い ① (略) ② 外国為替令第17条第2項の規定に基づく許可 (略) なお、この経済産業大臣の許可（有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）<u>第10条</u>でいう経済産業局（<u>関東経済産業局</u>にあつては、<u>東京通商事務所及び横浜通商事務所</u>に限り、<u>近畿経済産業局</u>にあつては、<u>神戸通商事務所</u>を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可、特別一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙1～2 (略)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分 1・2 (略)</p> <p>3 管轄区域 経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (1) 根拠法令及び事務の取扱い ① (略) ② 外国為替令第17条第2項の規定に基づく許可 (略) なお、この経済産業大臣の許可（有効期限の延長又は許可証の内容変更を含む。）に関する事務は、別紙2-2に定める事務取扱区分により、貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）<u>第12条</u>でいう経済産業局（<u>通商事務所を含む。</u>）をいう。以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）に定める一般包括役務取引許可、特別一般包括役務取引許可、特定包括役務取引許可、特別返品等包括輸出・役務取引許可及び特定子会社包括輸出・役務取引許可に関する事務については、取扱要領の定めるところによる。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別紙1～2 (略)</p> <p>別紙2-2 役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分 1・2 (略)</p> <p>3 管轄区域 経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。</p>

- (1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所  
中部経済産業局  
近畿経済産業局及び神戸通商事務所 } 全国
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域  
(削る)
- (3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域  
別紙3・4 (略)  
参考様式1～参考様式4 (略)

- (1) 関東経済産業局  
近畿経済産業局  
中部経済産業局 } 全国
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域  
通商事務所 当該通商事務所の属する経済産業局の管轄区域
- (3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域  
別紙3・4 (略)  
参考様式1～参考様式4 (略)

「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領」（平成8年9月5日付け輸出注意事項8第16号 8貿易局第372号）

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 ICの発給事務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ICの発給に関する事務は、<u>経済産業局（経済産業省設置法（平成11年法律第99号）第10条でいう経済産業局（関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）</u>において行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>経済産業局</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>は、ICの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、IC発給件数（国別）月報を翌月末までに貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告するものとする。</p> <p>(6) <u>経済産業局</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>は、ICの発給後、当該輸入契約が取り消された場合は、遅滞なく、申請者からICの原本の返却を求め、その旨を安全保障貿易審査課に報告するものとする。</p> <p>(7) ICの番号欄には、番号の前にIC発給<u>経済産業局</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>の略号（付表第1）及び年号（下<u>2桁</u>）を付し、番号の後に相手国の国コード（付表第2）を付するものとする</p> <p>例：<u>近畿経済産業局</u>発給のスロバキア向けIC番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">OSA-01-番号-246</div>	<p>1 (略)</p> <p>2 ICの発給事務等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ICの発給に関する事務は、<u>経済産業局、通商事務所又は内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）</u>において行う。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>経済産業局、通商事務所</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>は、ICの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、IC発給件数（国別）月報を翌月末までに貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告するものとする。</p> <p>(6) <u>経済産業局、通商事務所</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>は、ICの発給後、当該輸入契約が取り消された場合は、遅滞なく、申請者からICの原本の返却を求め、その旨を安全保障貿易審査課に報告するものとする。</p> <p>(7) ICの番号欄には、番号の前にIC発給<u>経済産業局、通商事務所</u>又は<u>沖縄総合事務局</u>の略号（付表第1）及び年号（下<u>2けた</u>）を付し、番号の後に相手国の国コード（付表第2）を付するものとする</p> <p>例：<u>関東経済産業局</u>発給のスロバキア向けIC番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">TKO-01-番号-246</div>

(8) ICの署名欄は、経済産業局産業部長（北海道経済産業局及び東北経済産業局にあつては、総務企画部長、中部経済産業局にあつては、地域経済部長、近畿経済産業局にあつては、通商部長、九州経済産業局にあつては、国際部長）、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるICの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。ICの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。

なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に署名し、又は署名に代えるゴム・スタンプを押印してはならない。

3 (略)

別紙様式第1～別紙様式第5 (略)

付表第1・2 (略)

(8) ICの署名欄は、経済産業局産業部長（中部経済産業局にあつては、地域経済部長、近畿経済産業局にあつては、通商部長、九州経済産業局にあつては、国際部長）、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるICの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。ICの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。

なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に署名し又は署名に代えるゴム・スタンプを押印してはならない。

3 (略)

別紙様式第1～別紙様式第5 (略)

付表第1・2 (略)